

幸寿園訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 重要事項説明書

あなたに対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用サービス開始にあたり、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）事業運営規定に基づいて当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業所の名称	幸寿園訪問リハビリテーション
事業所所在地	佐賀県有田町南原甲6 7 8 番地1
法人の種別	社会医療法人 謙仁会
事業所代表者氏名	理事長 山元 謙太郎
電話番号	0 9 5 5 - 4 1 - 1 0 7 0
Fax 番号	0 9 5 5 - 4 2 - 2 7 7 1

2 併設施設にて併せて実施する指定介護事業

事業の種類		佐賀県知事の事業所指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人保健施設	平成 12 年 4 月 1 日	4151580018	定数 80 床
	通所リハビリテーション	平成 12 年 4 月 1 日	4151580018	定員 40 名
	短期入所療養介護	平成 12 年 4 月 1 日	4151580018	入所定数に含む
居宅介護支援事業		平成 12 年 4 月 1 日	4151580018	概ね 120 人

3 併設施設にて併せて実施する指定介護予防事業

事業の種類		佐賀県知事の事業所指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
介護予防通所リハビリテーション		平成 18 年 4 月 1 日	4151580018	
介護予防短期入所療養介護		平成 18 年 4 月 1 日	4151580018	
介護予防支援		平成 18 年 4 月 1 日	4151580018	

4 指定訪問リハビリテーション事業の目的及び運営方針

- 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の事業は、要介護状態等（介護予防にあつては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復を目指すものとする。 - 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。 - 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉の各サービスを提供する者との連携に努めます。

5 職員の種類、人数及び職務内容

職員の職種	員 数	区 分		職 務 内 容
		常 勤		
		専従	兼務	
管理者	1 人		1 人	事業所全体の業務を総括
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1 人	0 人	1 人	訪問リハビリテーション計画 訪問リハビリテーションサービス全般

6 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ※但し、年末年始 12 月 30 日から翌年 1 月 3 日まで除く
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

7 サービス提供方法及び内容

介護サービスの提供	訪問リハビリテーションサービス（介護予防訪問リハビリテーションサービス）の提供に際しましては、あらかじめ、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス（介護予防サービス）計画に沿って提供します。
サービスの内容	訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の内容は次のとおりです。 1、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案 2、関節可動域訓練 3、筋力増強訓練 4、廃用性機能低下防止訓練 5、呼吸訓練 6、基本動作訓練（寝返り～坐位） 7、坐位保持訓練 8、起立訓練 9、移乗訓練（ベット⇄車椅子⇄トイレ） 10、歩行訓練（屋内・屋外） 11、日常生活動作訓練（食事・排泄・更衣・整容・入浴動作） 12、生活関連動作訓練 13、本人・家族への指導（家庭内での訓練、介助、生活指導） 14、その他医師の指示による理学療法、作業療法 15、言語訓練 16、嚥下訓練
問い合わせ又は利用申込み方法	訪問リハビリテーションサービス（介護予防訪問リハビリテーションサービス）利用等に関する問い合わせまたは利用申請は電話、及び当事業所への来所により受け付けます。

8 利用料及びその他の費用

(1) 法定給付

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービス利用料

令和 6 年 6 月 1 日改定

区 分	利 用 料
介護予防訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション費（介護老人保健施設の場合） <u>1 回につき → 298 円（20 分以上実施）</u> 介護予防短期集中リハビリテーション実施加算 退院（所）日又は認定日から 3 月以内 <u>1 日につき → 200 円</u> サービス提供体制強化加算 I（勤続年数 7 年以上が 1 名以上配置） ※限度額内には含まれません。 <u>1 回につき → 6 円</u>
訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション費（介護老人保健施設の場合） <u>1 回につき → 308 円（20 分以上実施）※週 6 回（120 分）を限度</u> リハビリテーションマネジメント加算イ <u>1 月につき → 180 円</u> リハビリテーションマネジメント加算ロ <u>1 月につき → 213 円</u> 短期集中リハビリテーション実施加算 退院（所）日又は認定日から 3 月以内 <u>1 日につき → 200 円</u> サービス提供体制強化加算 I（勤続年数 7 年以上が 1 名以上配置） ※限度額内には含まれません。 <u>1 回につき → 6 円</u> 移行支援加算 <u>1 日につき → 17 円</u>

※上記は 1 割負担分での算出金額となります。負担割合証により 2 割・3 割の方は別途ご説明致します。

(2) 法定外給付

交 通 費	訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に要した交通費は徴収しない。
-------	--

9 具体的取扱い方針

サービスの提供	○正当な理由なく指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供の拒否はしません。 ○利用申込者の病状、グリーンヒル幸寿園訪問リハビリテーションの通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援（介護予防支援）事業者への連絡、適切な他の指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）事業所を紹介します。 ○利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状態等を踏まえ療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記入した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を作成します。尚、作成されたリハビリテーション計画はその内容について利用者又は、その家族に対して説明し、同意を得、リハビリテーション計画を利用者に交付します。 ○利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は当該利用者に係る居宅介護支援（介護予防支援）事業所への連絡その他の必要な援助を行います。
受給資格証の確認等	○指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を開始する際に、被保険者証、要介護認定等の有無及び有効期間等の受給資格証を確認させていただきます。 ○被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、それを配慮して指定訪問リハビリテーションサービス（指定介護予防訪問リハビリテーション）を提供します。 ○要介護認定を受けておられない利用者に付いては、本人の意思を踏まえて介護認定申請に必要な援助を行います。
居宅介護（予防）支援	○指定訪問リハビリテーションサービス（指定介護予防訪問リハビリテーション）を円滑に提供できるよう、居宅介護支援（介護予防支援）事業者その他保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

10 通常の事業の実施区域

事業の実施区域	有田町内全域及び伊万里市、山内町、波佐見町は幸寿園より 10Km 圏内とする。
---------	---

11 要望及び苦情等の相談

当施設への要望や苦情などは、「介護支援専門員」又は「支援相談員」にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。尚、担当者不在時は随時施設の職員が対応し、後日、担当者よりご連絡をいたします。そのほか、事務所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

（電話 0955-41-1070）

また、当園以外の苦情相談窓口として下記がございます。

- 名 称：佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険係
所在地：佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国保会館
電 話：0952-26-1477
- 名 称：有田町役場 健康福祉課
所在地：有田町南原甲664番地4
電 話：0955-43-2196

1 2 秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は守ります。

- 1、当事業所及び当事業所の従事者は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護保険居宅サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らさないものとします。
- 2、当事業所は、当事業所の従業者であった者が、退職後もその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- 3、前第1項、第2項の規程に拘らず、サービス担当学会議等において、介護サービス計画書（介護予防サービス支援計画書）を作成するため、若しくは、処遇上必要と判断した場合は、利用者又は利用者の家族の個人情報提示することについて異議ないものとします。
- 4、利用者又は利用者の家族は、前1、2、3項の内容を承諾し同意します。

1 3 事故発生時の対応

- 1、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は主治の医師、当該利用者の家族、当該利用者の係る居宅介護（予防）支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2、利用者に対して指定訪問リハビリテーションサービス（指定介護予防訪問リハビリテーションサービス）を提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には甲乙協議のもとそれに対して善処します。ただし、利用者の過失による事故の場合には損害賠償は行いません。

1 4 個人情報保護に関する説明

～当施設はご利用者様の**個人情報保護**に全力で取り組んでいます～
当施設は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。
個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

施設長

当施設における個人情報の利用目的

●介護保険サービス提供

- ① 当施設での介護保険サービスの提供
- ② 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等との連携
- ③ 他の介護保険サービス事業所への照会、並びに照会への回答
- ④ ご利用者様へのサービスの提供にあたっての、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ⑤ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ⑥ ご家族等への病状・状態説明
- ⑦ その他、ご利用者様への介護保険サービス提供に関する利用

●介護療養費請求のための事務

- ① 当施設での医療・介護・労災保険、公費負担に関する事務
- ② 審査支払機関への介護報酬明細書の提出
- ③ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ④ 公費負担に関する行政機関等への介護報酬明細書の提出、照会への回答
- ⑤ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担に関する介護報酬請求のための利用

●当施設の管理運営業務

- ① 会計・経理
- ② 介護事故等の報告
- ③ 当該ご利用者様の介護サービスの向上
- ④ 入退所等の療養棟管理
- ⑤ その他、当施設の管理運営業務に関する利用

●介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

●当施設内で行なわれる介護実習への協力

●介護の質の向上を目的とした当施設での症例研究

●外部監査機関への情報提供

付記

- 1、上記のうち、他医療機関・介護保険サービス事業所への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2、お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3、これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。